

関係者各位

令和8年3月吉日
シルバーサービス振興会
キャリア段位事業部

令和8年度 レベル認定申請手続き等について

平素より介護プロフェッショナルキャリア段位制度にお取り組みいただき、誠にありがとうございます。
す。

介護プロフェッショナルキャリア段位制度では、当該制度に取り組む事業所・施設の職員の方々からのレベル認定申請について、公正な審議を行う観点から、第三者の有識者で構成する「レベル認定委員会」を設けその認定の可否について審議を行っています。

令和8年度にレベル認定申請をご予定の皆さまにおかれましては、別紙1「評価完了後の手続きについて」をご参照のうえ、スケジュールを立て内部評価にお取り組みいただき、その後の認定申請手続きを進めていただきます様よろしくお願ひ申し上げます。

またスケジュール立案のためのご参考として、レベル認定委員会開催月についてご案内いたします。

《評価完了後の手続きについて》

アセッサーが事業所等において、レベル認定の取得を目指す介護職員（被評価者）への内部評価を実施した結果、被評価者が「目指すレベル」で求められる評価項目について、出来るようになったと評価した後、レベル認定申請システムを通じて下記のレベル認定申請手続きを実施してください。レベル認定委員会の受付に際しては、実施機関は基準適合性を審査したうえで、実施機関が設置するレベル認定委員会に付議されます。

※基準適合性

1. 「できる(実践的スキル)」の評価結果が認定基準を満たしていること。
2. 「わかる(知識)」に係る研修の修了証や資格を取得していること。

※実施機関・・・キャリア段位制度事務局を指す。なお、以下「事務局」という。

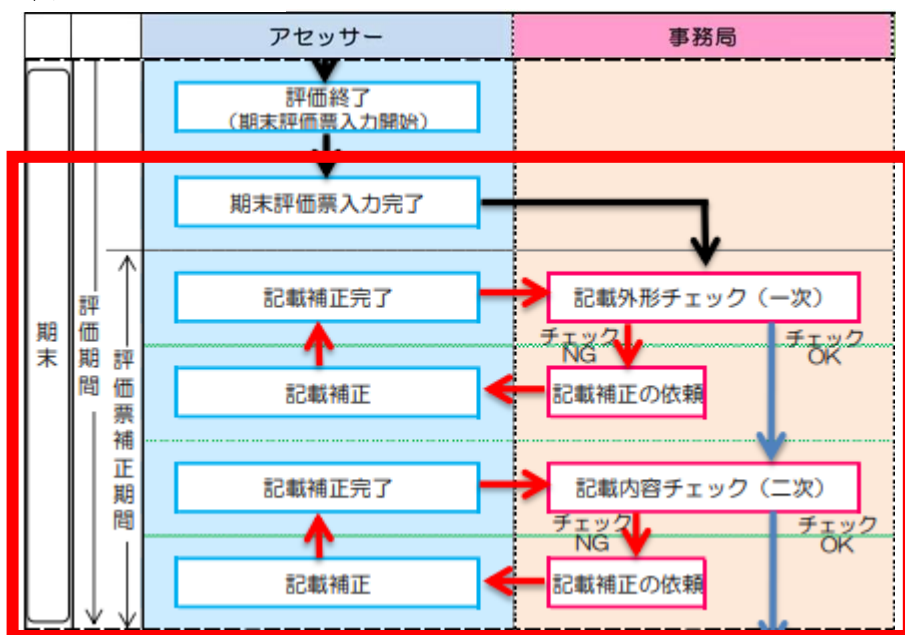
レベル認定申請の流れ

(1) レベル認定申請 期末評価票の入力完了

アセッサーがレベル認定申請システムにおいて、被評価者の「期末評価票」に必要な事項を全て入力した後、「期末評価票 入力完了」を行うことで、事務局に評価完了の通知が送られます。その後、事務局において評価の根拠の記載として期末評価票、利用者調査票についてチェックを行います。評価の根拠としての記載が不足している場合などには、事務局よりレベル認定申請システムを通じてアセッサーの方へ補正依頼をさせていただきます。

※事務局にて順次確認を行っておりますが、事務局確認後のご連絡まで4週間程度のお日にちをいただく場合があります。

<表 1 >



<表 2 へ>

【チェックポイント】

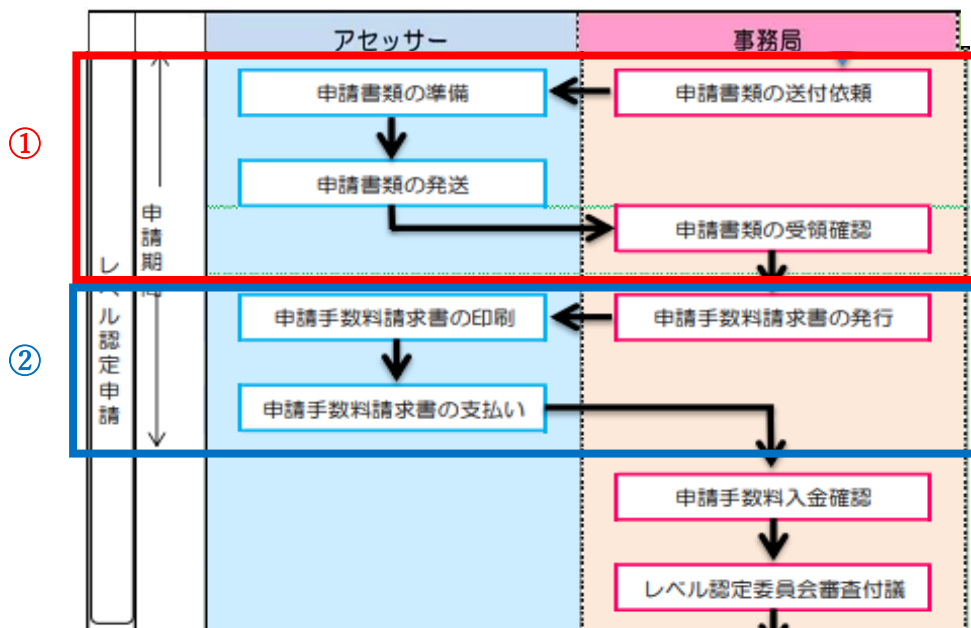
※ 評価の根拠が不足している場合には、複数回の補正依頼となる場合があります。
また、期末評価票のチェック完了後に、レベル認定申請者の資格書類等の提出・審査、認定申請手数料のお支払い手続き等もありますので、委員会開催月の3ヶ月程度前には「期末評価票 入力完了」が出来るように計画的にお取組み下さい。

(2) レベル認定申請

① レベル認定申請書類の送付

事務局にて期末評価票等のチェックが終わりましたら、事務局よりレベル認定申請システムを通じて「レベル認定申請書類」の送付依頼をさせていただきます。アセッサーの方は、被評価者の方に下記のレベル認定申請書一式を用意いただき、事務局に簡易書留で郵送してください。事務局にて書類審査を行います。

<表 2>



【チェックポイント】

※ レベル認定申請書類送付の段階で、被評価者の方が必要な資格を有していないことが判明する事例が複数発生しています。評価開始前に被評価者の方の保有資格の確認をしてください。
レベル認定申請には資格証などでの保有資格の確認が必要となりますので、事前に資格証のコピーを取っておくなど早めに準備いただくとスムーズに認定申請書類の送付ができます。

〔レベル認定申請書一式について〕

- ① レベル（ユニット）認定申請書
- ② 被評価者 身分証明書のコピー
- ③ 被評価者 資格証のコピー（ユニット認定申請を除く）

※「わかる（知識）」の要件を満たす資格証コピーのご提出がない場合、レベル認定申請は受付できません。

- ・レベル4認定申請 → 介護福祉士資格証コピー
- ・レベル3認定申請 → 介護福祉士養成課程又は実務者研修修了証のコピー
※介護職員基礎研修修了証のコピーでも可
- ・レベル2②認定申請 } 介護職員初任者研修修了証のコピー
- ・レベル2①認定申請 } ※ホームヘルパー2級研修又は1級研修修了も含む

- ④ 被評価者アンケート

②レベル認定申請手数料の支払い

事務局にてレベル認定申請書類の審査が終わりましたら、レベル認定申請システムを通じてレベル認定申請手数料の支払い依頼をさせていただきます。

レベル認定申請システムにログインいただき、レベル認定申請を行う評価データの画面を開いていただくと「レベル認定申請手数料請求書」が発行出来るようになっていきますので、請求書を印刷いただき、記載されている所定の方法にてレベル認定申請手数料をお支払い下さい。

○各レベル認定委員会での審議対象について

委員会開催月の前月末までに申請手数料の支払いが完了している申請については、翌月開催の委員会に付議いたします。

ただし、第5回（令和9年2月開催）につきましては中旬開催のため、支払期限は1月中旬までとなります。

（例）

レベル認定申請手数料の支払い日	レベル認定委員会への付議予定
令和8年3月1日～令和8年4月30日	第1回（5月）委員会に付議

レベル認定申請手数料お支払い後の流れ

(3) レベル認定委員会での審議

レベル認定委員会において、認定申請1件ごとに付議された内容について審査が行われ、レベル認定の基準を満たしたと判断されれば、レベルの認定が行われます。

(4) 審議結果のご連絡

すべての認定申請について、認定可否の審査結果が確定した後に、事務局よりレベル認定申請システムを通じ結果をアセッサーの方へメールでご連絡させていただきます。

※審査結果は当該委員会の翌月までにご連絡させていただきます。

※ なお、認定要件に至らなかった場合には、次委員会での再審議となる場合があります。

(5) レベル認定証の発行

レベル認定委員会での審議の結果、認定の通知があった場合には、アセッサーの方が「レベル認定申請システム」より被評価者の方の「レベル認定証」を印刷することができます。

レベル認定証の具体的な印刷方法は、「アセッサー手順書」のレベル認定証の印刷項目をご参照ください（アセッサー手順書はレベル認定申請システム内のリンク集に掲載しています）。

(参考)【令和8年度 レベル認定委員会 開催予定月】

回	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
月	5月	7月	9月	11月	2月	3月

※予告なく変更になる場合があります。

※自然災害など緊急やむを得ない場合には開催を中止することがあります。

※今年度のレベル認定委員会は、開催月の月末頃に開催予定です。

※第5回（2月）のみ、中旬に開催予定となります。